

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	技術研究組合の所得計算の特例		
税 目	法人税（措法第 66 条の 10、第 68 条の 94）		
要 望 の 内 容	技術研究組合が組合員からの賦課金によって取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳を認める制度について、適用期限の 2 年延長		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月閣議決定）では、様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、農林水産研究基本計画（平成 22 年 3 月農林水産技術会議決定）に基づき、新品種や革新的な生産技術の開発等について、計画的・効率的に推進し、普及・実用化につなげる際には、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、市場のニーズ等を探りつつ実用化・産業化を進める流れを強化し、産学官連携の枠組みを構築すること等が規定されている。</p> <p>また、「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月閣議決定）においては、民間の研究開発を活性化することが重要としたうえで、研究開発活動促進に資する税制措置の活用を図るとされている。</p> <p>技術研究組合制度は、さらに効率の良い研究開発と実用化の促進を図るべく、平成 21 年 4 月に旧鉱工業技術研究組合法を抜本改正し、産学官が連携した共同研究を可能にするなどの措置を図っている。</p> <p>このような中、本税制措置は、技術研究組合制度を活用した産学官連携の枠組みを構築し、民間の研究開発を活性化し、大学や公的研究機関との協働関係を構築する目的で延長要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>技術研究組合制度は、産学官が連携して研究開発に取り組むために適した制度であるが、本特例措置が実施されないと、民間企業を含む組合員が研究費として支出した賦課金の一部に課税されることとなり、共同研究の実施に支障が生じる。</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」では、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、市場のニーズ等を探りつつ実用化・産業化を進める流れを強化するとともに、産学官連携の枠組みを構築することなど、研究成果の普及・実用化体制を強化することとされているところ、技術研究組合制度を活用し、産学官が連携した研究開発を促進するためには、本特例措置を講じ共同研究の実施を支援する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保（食料）</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
		政策の達成目標	技術研究組合制度により産学官連携の枠組みを構築し、農林水産分野の研究開発と、その成果の普及・実用化を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の2年延長。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	本特例措置を利用して、平成21年度には284百万円の試験研究用固定資産が購入され、これらの資産を用いて共同研究が実施されてきた。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>(年度) (当該措置の対象組合数) (当該措置の適用組合数)</p> <p>H22見込み 7 3</p> <p>H23見込み 8 5</p> <p>本措置の適用対象は全ての技術研究組合であり、偏りはない。</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該特例による課税の軽減措置により、前回要望により本措置の延長が認められた平成19～21年度の3カ年で、計57課題の研究が行われた。</p> <p>これにより、現存の技術研究組合6組合において、平成19～21年度に14件の成果発表を行うなど、農林水産業および関連産業において、協同体制での研究開発を促進し、農林水産業及び関連産業に係る技術の向上に寄与している。</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	試験研究を行った場合の特別税額控除制度 (※技術研究組合法第9条第1項に規定されている賦課金については、試験研究費への算入が可能)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	特になし。

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	技術研究組合による研究の実施を、各年度の予算上の制約なくニーズに応じ機動的に支援することが可能であり、特定の課題について一定の予算額の範囲で支援する補助金等に比比的確な支援措置。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(年度) (当該措置の対象組合数) (当該措置の適用組合数) (減収見込額: 百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>H19</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>85</td> </tr> </table> <p>平成19～21年度の当該措置の適用組合数は1～2組合であるが、全組合中、試験研究用固定資産を購入した組合に限られるためであり、想定外に僅少ではない。 また、各組合は1組合あたり4～30の組合員で構成されているため、本特例措置はこれら組合員の研究開発に寄与。</p>	H19	7	2	99	H20	7	2	100	H21	6	1	85
	H19	7	2	99										
	H20	7	2	100										
	H21	6	1	85										
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>当該特例による課税の軽減措置により、前回要望により本措置の延長が認められた平成19～21年度の3カ年で、計57課題の研究が行われた。</p> <p>これにより、現存の技術研究組合6組合において、平成19～21年度に14件の成果発表を行うなど、農林水産業および関連産業において、協同体制での研究開発を促進し、農林水産業及び関連産業に係る技術の向上に寄与している。</p>													
前回要望時の達成目標	技術研究組合制度による協同体制での研究開発を促進し、農林水産業及び関連産業に係る技術の向上を図る。													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>現存の技術研究組合6組合において、平成19～21年度に14件の成果発表を行うなど、農林水産業および関連産業において、協同体制での研究開発を促進し、農林水産業及び関連産業に係る技術の向上に寄与している。</p> <p>今後、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、実用化・産業化を進める流れを強化するには、産学官が連携した農林水産分野の研究開発をさらに促進する必要。</p>													
これまでの要望経緯	昭和36年度に創設、昭和55年度に適用期限を設定(昭和60年3月31日まで)、昭和60年度から平成21年度まで2年ずつ適用期限を延長。													